

令和7年度 兵庫地方労働審議会 労働災害防止部会 議事録

(令和8年1月23日(金) 午後2時00分～午後4時00分 開催)

於 兵庫労働局 15階第1共用会議室)

出席委員 氏名 (各五十音順)

(公益委員・定数3 全員出席)

小林 由佳、櫻庭 涼子、瓦井 博子

(労働者委員・定数3 全員出席)

岩崎 信二、上月 章司、野田 秀明

(使用者委員・定数3 全員出席)

大矢悦子、岸 敏幸、立花 義隆

主要議題

- 1 部会長・部会長代理の選任について
- 2 労働災害防止部会運営規程の改定について
- 3 兵庫第14次労働災害防止計画の進捗状況と労働安全衛生行政について

【 司会 (藤井 監督課長) 】

それでは時間になりましたので、ただ今から令和7年度兵庫地方労働審議会労働災害防止部会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

冒頭の司会を進めさせていただきます兵庫労働局労働基準部監督課長の藤井と申します。よろしく申し上げます。

本部会につきましては参集とオンラインを組み合わせて開催させていただいておりますので、最初に注意事項を説明させていただきます。

会場でご発言いただく際には、オンライン参加の方が聞こえやすいように、マイクのご使用をお願いしたいと思っております。

また、オンラインでご参加の委員の方につきましては、ご発言いただくとき以外はマイクをミュートにさせていただきまして、ご発言を希望される際には、事前に「手を挙げる」をクリックしていただき、こちらで指名させていただく形を取らせていただきます。

マイクのミュートの解除につきましては、司会の方からミュートを解除することをお声がけいたしますので、それ以降ご発言いただければと思います。

次にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第、次に資料1「兵庫地方労働審議会令」をつけております。続いて資料2「兵

兵庫地方労働審議会 運営規程」、資料3「兵庫地方労働審議会労働災害防止部会 運営規程」、資料4「兵庫地方労働審議会労働災害防止部会 委員名簿」、資料5「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」、資料6「労働災害防止部会 運営規程 改定(案)」をつけております。資料7、こちら労働基準部安全課の説明資料で、資料8が同じく労働基準部の健康課の説明資料となっております。

本日の部会には会場及びオンラインにより公益代表委員3名、労働者代表委員3名、資料者代表委員3名の9名、委員全員がご参加いただいておりますので、本労働災害防止部会が有効に成立しているということをご報告申し上げます。

また、本日の労働災害防止部会につきまして、議事を公開することとしております。

続きまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。委員名簿の順番にご紹介させていただきます。

まず公益代表委員といたしまして、オンラインでご参加いただいております、瓦井博子委員になります。

【 瓦井 委員 】

瓦井です。よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

続きまして小林由佳委員です。

【 小林 委員 】

よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

櫻庭涼子委員になります。

【 櫻庭 委員 】

よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

続いて、労働者代表委員といたしまして岩崎信二委員です。

【 岩崎 委員 】

よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

オンラインでご参加いただいております、上月（こうづき）章司委員になります。

【 上月 委員 】

よろしく申し上げます。

【 司会（藤井 監督課長） 】

野田秀明委員です。

【 野田 委員 】

野田です。よろしく申し上げます。

【 司会（藤井 監督課長） 】

続きまして、使用者代表委員ですね。大矢悦子委員になります。

【 大矢 委員 】

よろしく申し上げます。

【 司会（藤井 監督課長） 】

岸敏幸委員になります。

【 岸 委員 】

よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

立花義隆委員でございます。

【 立花 委員 】

よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

続きまして兵庫労働局の職員をご紹介します。

労働基準部長の岡本でございます。

【 岡本 労働基準部長 】

よろしく申し上げます。

【 司会（藤井 監督課長） 】

安全課長の洲崎でございます。

【 洲崎 安全課長 】

洲崎でございます。よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

健康課長の高石でございます。

【 高石 健康課長 】

健康課長の高石でございます。よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

改めまして監督課長の藤井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、労働基準部長の岡本からご挨拶申し上げます。

【 岡本 労働基準部長 】

皆様こんにちは。ご紹介いただきました労働基準部長の岡本でございます。

各委員の皆さん方には、大変お忙しい中、また今週に入りまして非常に厳しい寒波が日本を覆い、大変お寒い中、ご参加いただきましてありがとうございます。

また、瓦井委員、上月委員おかれましては、ウェブでのご参加をいただきましてありがとうございます。

委員の皆様方には、兵庫地方労働審議会、そしてこの労働災害防止部会という部会委員をそれぞれお務めいただいております、それぞれの中で、私ども兵庫労働局が進めます各種労働行政の施策の推進につきまして、ご理解ご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

私ども、今回の部会につきましては、労働行政の中の一つの柱ということで、労働行政というのは、一つは労働基準法に基づきます最低労働条件の確保というところと、労働安全衛生法に基づきます労働災害の防止という大きく二つの柱で、行政を進めているところでございます。

そしてこの労働災害防止につきましては、60 数年前からになりますけれども、5 か年計画というのを作りまして、その計画に基づいて、施策と実施事項、そして目標を立てて推進しているところでございます。現在は、14 次の労働災害防止計画ということで、さらにその 14 次の中の 5 か年の中の 3 年が終わって、半分を過ぎたところということで、今回、災防部会を開催させていただいて、中間発表と言いますか、5 年間の途中経過の取組結果をご審議いただき、また残された 2 年間につきまして、皆さん方から忌憚のないご意見をい

ただき、より効果的に行政を進めていければと考えているところでございます。

この14次労働災害防止計画につきましては、これまでの13次計画までと違って、新たなその取組や手法が盛り込まれた計画となっております。この後、担当の方からご説明をさせていただきますけれども、アウトプット指標とアウトカム指標いうのを計画の中に取り込んで、それに基づいて進めるというところでございます。

アウトプット指標と言いますのは、私ども行政の方で、主体的に取り組んで、その指標で立てられた目標を達成することで、その結果、アウトプット指標が達成すれば、アウトカム指標、端的に言いますと、死亡労働災害の件数であるとか、死傷災害の件数であるとか、そういった目標が達成できるだろうというような組み立てで、今回の計画は立てられているところでございます。

かなり細かく、様々な事項につきまして、このアウトプット指標、アウトカム指標というのが立てられておりますので、現在3年経過した中での兵庫の現在地というのを見ていただきながら、残された2年間、労働災害防止に向けた取組を進めてまいればと考えておりますので、ぜひ、限られた時間ではございますけれども、ご忌憚のないご意見、ご要望をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

はい、ありがとうございます。それでは、これより議事に入らせていただきます。部会長が選任されるまでの間、事務局の方で議事を進行させていただきます。まず議題の1番、兵庫地方労働審議会労働災害部会の部会長の選出につきましてです。地方労働審議会令の第6条で、部会長は公益を代表する委員のうちから選挙で選ぶという形になっております。

部会長の選任につきましては、ご意見などございますか。特にご意見がなければ、事務局案としまして、小林委員に部会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（特になし）

では、ご意見がなければ、拍手をもって承認とさせていただきます。

（拍手）

はい、ありがとうございます。それでは小林委員に部会長をお願いしたいと思います。小林委員からご挨拶いただきまして、以降の進行は、部会長の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【 小林 部会長 】

神戸新聞の小林です。今日はどうぞよろしくお願いいたします。少しでも労働災害の防止

を推進するような会議にしたいと思いますので、率直かつ活発なご意見をどうぞよろしく
お願いいたします。座って失礼いたします。

まずは、部会長代理を指名するというごことをごさいますて、地方労働審議会令第6条第6
項において、部会長が指名するということになっておりますので、公益委員の櫻庭委員にお
願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(特になし)

では、櫻庭さん、よろしくお願いいたします。

【 櫻庭 委員 】

よろしくお願いいたします。

【 小林 部会長 】

ありがとうございます。ご承諾いただいたということで、議題2の方に移っていきたく
思います。議題2といたしまして、兵庫地方労働審議会労働災害防止部会運営規程の改定に
つきまして、監督課長からご説明をお願いいたします。

【 藤井 監督課長 】

それでは資料の6番、審議会運営規程の改定案と新旧対照表をご覧くださいと思
います。改定の内容ですが、第4条第1項の議事録への署名を削除するというものになって
おります。地方労働審議会の本審の方は、議事録への署名につきましては、令和3年11月
の審議会で署名を削除して、メールによって委員全員にご確認いただくという形に改定
されております。

本部会におきましても、議事録については同じ取り扱いとさせていただければと思
っております。以上となります。

【 小林 部会長 】

議事録につきまして、これまでは、会長と選任された委員が確認して署名するとい
うことになっておりましたけれども、それを出席者全員に議事録の確認をいただくとい
うことに変更するものとなります。この改定案につきまして、何かご意見、ご質問等
はありませんでしょうか？

(特になし)

では、案の通り改定するというごことよろしいでしょうか。

(特になし)

ありがとうございます。それではですね、兵庫地方労働審議会労働災害防止部会運営規程は案の通りの内容で本日から改定し、適用することといたします。

続きまして、兵庫第14次労働災害防止計画の進捗状況と労働安全衛生行政の動き等について等の説明となります。最初に安全課長からご説明お願いいたします。

【 洲崎 安全課長 】

はい、改めまして、安全課長の洲崎と申します。よろしくをお願いいたします。

地方労働審議会労働災害防止部会の委員の皆様方におかれましては、平素より、労働災害防止活動にご尽力いただきますとともに、私どもの労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

私の方から、労働安全衛生行政等に関する事項としまして、兵庫第14次労働災害防止計画の推進状況と労働安全衛生行政の動き等について説明をさせていただきます。

それでは着座にて説明させていただきます。

お手元の資料としまして、私の方から説明いたしますのが資料の7になります。その前に、資料の5「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画ゼロ災兵庫」とありますが、資料の5を一部紹介させていただきます。その後、資料7というタイトルが右上についてないのですが、兵庫労働局労働基準部安全課資料というものでありますので、そちらの2つの資料を使わせていただきます。

まず、部長からも説明がありましたが、兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画につきまして一部説明をさせていただきます。資料5の4ページを開いていただけますでしょうか。

4ページの中段にあります計画期間ですが、2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とします。元号にしますと、令和5年度から令和9年度までということになります。こちらの目標がその下にありますが、国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向けて、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指すというものになっております。

その中でアウトプット指標があります。アウトプット指標ですが、改めて定義を説明させていただきます。「本計画において、次の事項、アウトプット指標として定める。」として(ア)以降、指標が定められております。

こちらのアウトプット指標は、「事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者と協力の下、これらの指標の達成を目指す。」ということで、事業者と労働者の協力の下、事業場内すべての者が達成に向けて目指すというものになっております。

そちらの指標の目標に対して「国は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗

状況の把握を行う。」こととしております。

続きまして6ページです。6ページの中段にそれに対する（イ）としまして、アウトカム指標があります。「事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の確認と評価を行うための指標として取り扱う。」としております。

こちらは、災害の減少など効果目標として掲げる指標ということになります。以下、それぞれにアウトプット指標の指標、アウトカム指標の指標がついておりますが、こちらの方はまた後ほど資料7の方で説明させていただきます。

それでは、次に資料7の方をお手元にご用意ください。資料7の表紙の方にありますが、資料1から7を用意しております。まず資料1の方で5か年計画の今までの労働災害の発生状況について説明をさせていただきます。その後、資料2と3で労働災害防止に向けた取組についての説明、そして資料1の一部と資料4から7につきまして、取組の推進状況を説明させていただきます。

それでは資料1をめくっていただきますが、最初に青色のタイトルのものが出てきております。A4横型ですが、そちらの方は飛ばしていただいて、後ほど説明させていただきます。まず3枚めくっていただいて、資料1-①兵庫県内の令和6年労働災害発生状況の分析というものから説明を始めさせていただきます。

2ページの方、一番上の概況ということになりますが、令和6年の1年間の労働災害発生状況を文章で書いております。新型コロナウイルス感染症への罹患者数を除いた労働災害の死亡者数につきましては、令和6年は31人となっております、前年の令和5年と比べまして6人の増となっております。

休業4日以上死傷者数につきましては、5,222人と前年比56人減少で、令和2年から4年間の連続増加がありましたが、死傷者数につきまして令和6年は減少となっております。そちらのグラフの方が下にあります。まず、グラフ1が死亡災害の死亡者数になります。令和4年の32人から令和5年25人となりまして、令和6年31人という状況になっております。ちなみに令和5年が25人ということで、兵庫県内で死亡者数、最少人数ということになっております。

続きまして、3ページの上のグラフに死傷者数の推移です。右の方を見ていただきますと、先ほど文章で説明いたしましたが、令和2年から令和5年までグラフがやや右肩上がりということで微増となっておりますが、令和5年から6年にかけて5,278人から5,222人ということで減少となっております。

その下ですが、死亡者数ということで、令和6年の死亡者数を主に紹介させていただきます。死亡者数31人を業種別で見ましたら、建設業が9人で最も多く、次いで製造業7人、陸上貨物運送業4人、清掃・と畜業が4人ということになっております。下の方に表がありますが、見ていただきますと、上から4番目の陸上貨物運送業が特記すべき事項とありまして、令和4年1人、令和5年0人ということでしたが、令和6年4人ということになっ

てしまって、0人から4人と大幅に増加したということが特記すべき事項となっております。

続きまして4ページ、事故の型も紹介させていただきます。令和6年の多い順としまして、「墜落・転落」が10人、その次が「交通事故」6人で、「崩壊・倒壊」、「はさまれ・巻き込まれ」がそれぞれ3人ということになっております。

こちらも令和4年、5年、6年と下に表がありますが、墜落・転落災害は1位となっております。令和6年、墜落・転落災害が、前年の令和5年から比べまして4人増ということで、10人ということになっております。

その次の「3 死傷者数」で(1)業種別ですが、申し訳ないです。訂正箇所があります。

業種別の下の方です。「死傷者数5,222人を」の後に「事故の型別で見ると」とありますが、こちら「事故の型別」を消していただいて、「業種別」に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

業種別でみますと、多い順で製造業が1,059人、続きまして商業が861人、3位が保健衛生業800人で、4位が陸上貨物運送業630人で、そして接客娯楽業が425人で、その後に建設業400人ということになっております。

続きまして、5ページの中段(2)事故の型別です。事故の型別も令和6年を見ますと、多い順で「転倒」が1,375人で、その次は、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」、ぎっくり腰等ですね、そういうのは。無理な動作による災害が838人で、その次が「墜落・転落」の747人となりまして、「はさまれ・巻き込まれ」537人、「交通事故」が321人となっております。

文章の下から二段目になりますが、最も多い「転倒」災害を詳しく調べていきますと、76%が50歳以上で発生しており、その中でも50歳以上の女性が50%を占めているというところが特徴となっております。

次以降ですね、6ページ、7ページといろいろ資料がありますが、時間の都合でこちら説明を省きますので、また後ほど目を通していただきますよう、よろしく願いいたします。

資料1-①の説明は以上となりまして、令和5年、6年を説明させていただきました。

次に資料1-②ということで、カラー刷りの表があります。令和7年1月から12月の労働災害の発生状況ということになりまして、令和7年ですが、まだ12月がこの間で、今年1月の半ばということで、確定値ではありませんが、速報値での記載となっております。

令和7年ですが、全産業で令和7年の1月から12月で死傷者数は4,674人ということで、前年同期の速報値4,667人と比べて7人の増加ということで、0.1%増というふうになっております。

死亡災害につきましては、括弧書きになります。令和7年が23人、前年同期30人ということで、前年との比較はマイナス7人ということになっております。まだこれ速報値ですが、今現在、今日現在で死亡者数ですね、令和7年につきまして、26人となっております。こちらの速報値から3人の増加となっております。

昨年、令和6年の確定値が31人ということになっておりますので、今現在で5人の減少ということになっております。その下に各業種の労働災害の発生状況が記載されておりますが、一番多いのが、左側を見ますと、全産業の下、製造業第1位となっております1,062人。こちらの方ですね、右側にありますが、22.7%を全産業のうちに占めております。

次に多いものが、真ん中の方に降りていただきますが、商業があります。商業が755人ということで、2番目に多くなっております。そして、その5つ下になります。保険衛生業が687人で3番目と、少し上がっていただいて、商業の少し上です。陸上貨物運送業は553人で4番目となっております。

そして5番目が接客娯楽業で、375人ですね。保健衛生業の下です。そして、6番目が上から製造業、鉱業の下、建設業。こちら建設業は6番目で369人となっております。兵庫県の特徴としましては、全国平均と比べまして、建設業よりも接客娯楽業の災害が多いというところが特徴となっております。

続きまして、資料をめくっていただいて、裏の方は飛ばさせていただきます。その次のA4横型となっております「業種別事故の型別の労働災害発生状況」、こちらの方をご用意ください。令和7年につきましても、一番多いものが「転倒」災害となっております。事故の型、左からから2つ目に「転倒」災害がありまして、こちらが1,317人となっております。右の合計欄から、3つ目に戻りますが、「動作の反動・無理な動作」がやはり2番目に多くて、688人となっております。その後ですね、3番目は一番左側の「墜落・転落」災害で660人。そして真ん中、左あたり「はさまれ・巻き込まれ」災害489人。そして右側の方ですね。「交通事故」が5番目ということで301人となっております。この順位は、令和6年と同じ順位ということになっております。

続きまして、次のページですが、業種別事故の型別の「墜落・転落」災害について詳細な資料を作っておりますので、紹介させていただきます。

まず左側のブロックに「墜落・転落（合計）」とありますが、特徴としては、墜落・転落の細分化としまして、「2メートル以上」と「2メートル未満」を分けております。その中でも「2メートル未満」による「墜落・転落」災害は553人ということで、「2メートル以上」107人比べまして、かなり多くなっております。その右横のブロックにつきまして、転倒災害も「滑り」「つまずき」「踏み外し」「もつれ等」ですね、細分化をしております。一番多くなっておりますが、転倒の「つまずき」ということで、転倒の細分化の2つ目となっております506人となっております。

続きまして、次の資料になります表4の「業種別起因物別の労働災害発生状況」を少しだけ紹介させていただきますと、「床面、通路」というものが、右のブロックの真ん中あたりになります。実は「床面、通路」を起因物とする労働災害が一番多くなっております。934人ということになっております。そして次に多いのが、その左横にある「仮設物、建築物、構築物等」を起因物として482人です。

合計の右から2つぐらいに「起因物なし」というものが3番目に実は多くなっております。

て、456人となっています。このベストスリーの中で、1位と3位の「床面、通路」、「起因物なし」につきましては、一番多くなっております転倒災害とリンクしております、床面のつまずきで、何も無い状態でもつまずいてしまうというような災害ということで、こちらの起因物、災害が多くなっているという状況になっております。

次に進みます。では、労働災害発生状況は以上となりまして、次に資料2-①ですが、行政の取組としまして、「兵庫安全行政のあらまし」というものを、リーフレット化して配布しております。この中の資料としまして、真ん中の左にあります「事故の型、死傷者数の推移」というグラフに注目いただけますようお願いいたします。

先ほどから説明しております、「転倒」災害が緑色でありまして、1番となっております。増加傾向であり、横ばい状況が続いております。その次の2番目が令和6年におきましては、紫色の「動作の反動等」になっておりまして、3番目が黄色の「墜落転落」災害ですね。その次が水色の「はさまれ」災害の537人で、その下が「交通事故」で321人となっております。

このグラフをご紹介させていただきましたのは、兵庫県の特徴としまして、左側に行きますと、以前は「墜落災害」が2番目に多かったということで、黄色のグラフが2番目になっておりました。令和元年の位置を見ていただきますと、2番目になっております。令和3年以降、「動作の反動等」の方が2番目となりまして、「墜落転落」災害より、「動作の反動等」の災害が増えているという状況になっております。

こちらのリーフレット資料の裏になりますが、1番上に少し書いております「2.目標」というものを見ていただきますでしょうか。「令和7年度は、14次防における労働災害の減少目標を達成するため、「労働災害による死亡者数29人以下、休業4日以上死傷者数を5,129人以下」として、以下の労働災害防止対策を積極的に推進します。」ということで、死亡者数につきましては29人以下、休業災害につきましては、5,129人以下という目標を掲げております。

それを踏まえて、次の資料2-②「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画のポイント」になります。こちらの右上ブロックに「計画の目標」とあります。こちらが目標と掲げておりますが、「2022年と比較して2027年において15%以上減少させる。」ということで、2022年との死亡者数の15%以上の減少ということになると、29人以下ということになりまして、先ほどの目標の数値となります。その下の「死傷災害」につきましては、「2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については2022年と比較して2027年までに減少させる。」ということです。増加傾向でありました先ほどの死傷者数につきましては、2022年と比較して減少させるということです。2022年の死傷者数が5,130人となっておりますので、それ以下に減少させるということで、目標は5,129人以下に設定をしております。

こちらの資料の真ん中あたりの下に、「アウトカム指標」ということで、「アウトプット指標を達成時に期待される結果」という指標が書かれておりまして、いくつかの指標が掲げております。こちらの方は後ほど別の資料を用意しておりますので、そちらの方で説明をさせ

ていただきます。その裏が先ほどからの説明である左側がアウトプット指標ということで、事業場が実施する事項となっております。その右側が兵庫労働局の重点の実施事項ということで、行政を中心に組みんでいく実施事項となっております。この第14次労働災害防止推進5か年計画の進捗状況を確認するため、一つのキーとしまして、あらゆる機会を設けて、アンケートを周知しております。

事業場の方々に出していただいたアンケート結果がこちらの方になります。こちらをもとにいくつかの指標の確認をするということで材料とさせていただきます。そのアンケート資料が2枚ありますが、それをめくっていただきますと、次に「兵庫リスク低減MS運動」という資料があります。資料3-①です。

こちらの方が実は第二期目ということで、5か年計画で動いておりまして、令和5年、2023年から二期目ということでやっております、こちらも皆さんも馴染みはあると思いますが、一応定義としましてですね、黄色枠の中にありますが、3行目にあります。「経営のトップが安全衛生方針を表明して、職場の安全衛生に積極的に関わりPDCAサイクルによる組織的安全衛生管理の運用を図る」と。

さらに、「リスクアセスメントを継続的に実施して、残されたリスク、残留リスクというものを明確かつ重点的に管理して、許容できない、リスクがない職場作りにつながるための運動」ということで取り組んでおります。兵庫県内におきましては、その下のグラフにありますが、79集団3,325社の方がこちらの方に組みんでいただいている状況になっております。

次の資料3-②としましては、MS運動の実施要綱というものがありますので、こちらの方は後で一読いただきますようよろしくお願いいたします。

では、資料に戻っていただきますが、資料1「兵庫14次労働災害防止推進5か年計画」をご覧ください。最初に飛ばさせていただきました、表紙の次にありますA4横型の資料1というものになります。

こちらが5か年計画の今の進捗状況をまとめております。主なアウトプット指標、アウトカム指標についてピックアップしておりますので、よろしくお願いいたします。では、8事項の推進状況について説明させていただきます。

まず1番目のアウトプット指標、転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）として取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とするという目標を掲げております。そちらに対して、先ほど示しましたアンケートの調査結果としまして、2024年に取りました、こちらの方は製造業ということもあるのか、取り組みの実施上の割合は88%ということになっております。

そして、主な取り組み事項として、主に行政が組みんでいく事項がありますので、1つ目を紹介させていただきます。転倒災害の防止対策につきましては、「転倒の態様に対応した具体的対策」及び「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえた取組の普及促進を図る、加齢に伴う身体機能の低下により、転倒災害の発生リス

クが高まることを踏まえ、転倒予防体操の周知・啓発を行う。こちら主に「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき啓発活動を行っております。それに対して、右側がアウトカム指標ということで目標値となります。

現状を説明させていただきますと、まず「増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して、2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。」という目標です。千人率というのは、一年間の千人当たりの被災労働者数ということになります。

まず1つ目の目標で、2つ目の目標は「転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。」という2つのアウトカム指標があります。そちらに対しての状況ですが、転倒災害の千人率としては、2022年が0.65ですが、残念ながら2024年では0.66ということで、増加になっております。

2つ目につきましては、2024年平均休業見込日数も46日ということで、40日以下という目標に対して、46日ということで、まだ未達成という状況になっております。

続きまして、その下の「卸売・小売業／医療・福祉」の事業場になりますが、こちらにつきましては、「正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。」になります。正社員以外の方々と、パート労働者、非常勤労働者の方々と続きまして、安全衛生教育の実施率を80%以上とすると、2024年度アンケート結果がその下にありますが、53.8%となっております。主な取組事項は、時間の都合で省かせていただきます。

アウトカム指標にまいります。こちら増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかけるという目標となっておりますが、転倒災害千人率が2022年0.65、2024年0.66ということで、残念ながら増加ということになっております。

続きまして次のページから高年齢労働者にかかります。

エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組です。安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とするということで、高年齢労働者を特に重視した安全衛生確保の取組をするという対策を50%以上の事業場にやっていただくという目標となっております。

そちらも2024年度アンケート結果によりますと、30.6%という状況になっております。右側のアウトカム指標です。「増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までにこちらも男女ともその増加に歯止めをかける。」ということになっておりますが、死傷年千人率を見ますと、2022年3.83に対して2020年4.07と増加傾向になっております。

続きまして、外国人労働者となります。「母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業所の割合を2027年までに50%以上とする。」ということで、日本語だけではなく、外国人労働者に向けた各母国語に翻訳した資料等を使って教育を行うこと目標値を50%以上にするということですが、2024年度アンケート結果は29.3%となっております。

こちらのアウトカム指標ですが、外国人労働者の死傷年千人率を2027年までにすべての労働者の死傷年千人率と比べて平均以下とするという目標となっていますが、外国人労働者の千人率につきましては、2024年2.40、全体的な千人率は2.49で達成している状況になっております。

続きまして次のページですが、陸上貨物運送事業におけるアウトプット指標になります。「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業の事業場、荷主となる事業場も含めての割合を2027年までに45%以上とするという目標です。

こちらに対しての2024年度アンケート調査結果は27%ということになっています。そしてアウトカム指標ですが、陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させるという目標と数値を掲げております。

そちらに対して今の状況といたしましては、2022年が659人、2024年が630人ということで、減少はしておりますが、まだ4.4%の減少にとどまっております、さらなる災害防止対策に取り組み、減少させていかなければなりません。

そして、その下が墜落・転落災害ということになります。建設業になりますが、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を、2027年までに85%以上とするということで、建設業の中で墜落・転落災害に対するリスクアセスメントの導入、取り組みをしていただき、目標85%にしているところですが、そちらに対する2024年度アンケート結果は79%となっております。

右側のアウトカム指標「建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる」となっております。2022年の建設業の墜落・転落災害の死亡者数が8人となっております、その15%以上となると6人ということになりますので、6人以下の減少が目標となっております。2024年が9人ということで、残念ながら12.5%の増加となっております。また、後ほど昨年の状況も説明したいので、改めて説明を加えさせていただきます。

次のページの機械による「はさまれ巻き込まれ」災害です。機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年まで60%以上にするとされておりまして、2024年度のアンケート結果は83%と非常に高い数値となっております。そしてアウトカム指標につきましても、良好な状況となっております。製造業における機械による「はさまれ巻き込まれ」の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させるということです。2022年の死傷者数は214人となっております。この5%というものが203人になっておりまして、2024年が203人より1人減の202人ということで、5.6%減少になります。1人の減少ではありますが、まずは機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が発生した製造業におきまして、アウトカム指標は、2024年は目標数値を達成しているということになります。

では最後ですが、林業になります。「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイ

ドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とするという目標ですが、2024 年度アンケート調査結果につきましては、19%で低調となっております。そして、アウトカム指標は、林業の死亡者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 15%以上減少させるという目標ですが、残念ながら 2022 年が 0 人であったところ、2024 人は 1 人ということになっております。

以上、説明させていただきました。令和 6 年において達成している事項は 2 つの事項ということになっております。

続きまして、資料の 7 に戻っていただき、先ほどの資料 3 のリスク低減 MS 運動の後ろに資料 4 があります。資料 4 の右上に製造業と記載されているものがあります。兵庫第 14 次労働災害防止推進 5 か年計画期間の推進状況（製造業）というものがあります。先ほどの資料 1 に書いてあるものと重複しているところがあるのですが、記載の誤りがありまして、訂正をお願いいたします。

下の部分の青字のアウトカム指標のところですが、その下の右横矢印があります「製造業における機械による」というところがあり、その下の行に（267 人）というところが誤りで 214 人です。その後、「比較して 2027 年までに 5%以上減少（253 人）させる。」とあります。こちらが誤りで 203 人になります。申し訳ございません。一番左側が 214 人で右側が 203 人ということになっております。

こちらの資料で少し補足としての説明をさせていただきます。裏の方に全業種と製造業の死亡者数と死傷者数の折れ線グラフを示しておりますが、左下の死亡者数【製造業】につきまして少し紹介させていただきますと、2022 年が 8 人ですが、その後令和 5 年、6 年、7 年で 6 人、7 人、6 人となっております、令和 7 年、昨年につきましては、まだ速報値ではありますが 6 人ですので 25%の減少になります。

続きまして、次の資料になりますが「建設業の労働災害に防止について」の補足資料をつけさせていただきます。

まず、表はアウトプット指標を書いておりまして、先ほどの資料 1 と同じになりますので、その裏をめくっていただけますでしょうか。資料 1 で建設業については後ほどの説明させていただきますというところがこちらになります。

アウトカム指標としまして、先ほども説明しましたが、建設業につきましては、「死亡者数を 2022 年と比較して、2027 年までに 15%以上減少させる」、8 人から 6 人の減少をさせることになっておりますが、その右下の折れ線グラフ、2022 年から 2024 年の赤字が死亡者数の実績となっております、8 人、8 人、そして 9 人ということで、残念ながら上昇している状況となっております。

ただ、左側に枠がありますが、「建設業における労働災害発生状況」ということで、死亡災害等の令和 7 年の速報値をこちらの方に記載しております。死亡災害が一番ありますが、「令和 4 年以降、減少が見られないが、令和 7 年は 12 月末現時点で 5 人と前年同期より 4 人減少している。」ということで、令和 6 年は 9 人と増加になっておりますが、令和 7 年、

今現在は5人になっておりますので、令和7年につきましては、目標としては大きく進んでいるという状況になります。

続きまして、資料の5-②としまして、建設業の労働災害防止に対する行政の取り組みを少し紹介させていただきます。

これは毎年行っておりますが、令和7年も7月1日から31日まで1か月間、建設業の労働災害防止強化月間と定めまして、こちらの資料及び重点事項につきまして、各事業場、関係団体等にもアナウンスをしまして、労働災害防止に向けた取り組みを行っております。この時期におきましては、局長自らも主に建設現場等のパトロールを行いまして、労働災害防止に向けた注意喚起の取り組みを行っているところになります。

次の資料6-①は、転倒災害について補足の資料として紹介させていただきます。いろいろ書いておりますが、後ほどですね、資料等の統計として見ていただければと思います。

この時間で紹介させていただきますのが左の(1)という表があります。その下に「(2)転倒による平均休業見込日数」ということで、アウトカム指標にもありましたが、転倒による平均休業見込日数の目標は40日以下となっておりますが、そちらに対しての過年度の状況を紹介させていただきます。

令和4年の平均休業見込日数は44.44でありまして、令和5年が43.96と下がりましたが、令和6年が46.33ということになっております。令和7年は、後ほど取りまとめた確定値が出ましたら平均休業見込日数が出ますので、また追々ご紹介させていただきます。

「転倒による平均休業見込」についてのグラフになりますが、令和5年はやや減少しましたが、令和6年は増加しているという状況になっております。

あと、転倒災害の特徴につきまして、先ほども説明しましたが右側の棒グラフの上から2つ目「年齢別転倒災害件数(女性)」とあります。このグラフの青色が60歳以上、高年齢労働者の数値となっておりますが、令和4年、5年、6年で404、438、451となっており、60歳以上の女性の労働者の方々の災害件数が増加しています。

「年齢別転倒災害件数(男性)」の青色の数値は188、253、216と上がり下がりという状況になっております。

次の資料6-②「転倒災害は労働災害です」という主に転倒災害に特化した啓発リーフレットを作成しまして、あらゆる機会に注意喚起を行っております。

その次の資料6-③、6-④とありますが、こちらは兵庫SAFE協議会と言いまして、小売業、介護施設それぞれの業種の主要な企業の方々と、地方公共団体、関係団体で構成している運営協議会になっておりますが、その協議会の中で労働災害防止に向けた、転倒災害防止に向けた啓発リーフレットを作成しまして、各事業場において活用いただいております。こちら裏の方には、協議会のメンバーの方々に好事例等を紹介していただいて掲載しています。

続きまして、資料6-④はSAFE協議会介護施設の作成リーフレットです。こちらは転倒に加えまして、業種的に腰痛災害も多発しているということで、転倒と腰痛予防の災害の啓

発資料としてリーフレットを作成しております。

そして資料6-⑤も同じくSAFE協議会で小売業の方向けに作成しております。これは主に現場の労働者の方々に周知していただくためのわかりやすい転倒防止対策の4つのポイントを掲げました。「見える化」ということでわかりやすい図を作りまして、事業場の中で展開いただくリーフレットということで周知をしております。

以上が転倒災害に関する説明と補足資料になりますが、資料7-①、7-②ということで、交通労働災害についても資料をつけさせていただいております。

秋の交通労働災害防止実施要綱を設定し、交通労働災害につきましても、我々は警察等団体と協力しながら活動を行っております。

そして資料7-②ですが、こちらは交通労働災害防止に向けた取り組みということで、リーフレットを作成しまして周知をしております。ここで交通労働災害の発生状況ですが、その一つ戻っていただいた資料7-①の裏側の円グラフですが、中心に「死亡者数（6人）」とあります。交通労働災害につきましても、令和6年は6人となっておりますが、令和7年は今日現在で把握している速報値になりますが7人となっております1人増加となっております。

交通労働災害につきましても、死亡災害の中でも比率が高い状況にありますので、今後も我々は交通労働災害に向けた取り組みの徹底も必要であるという認識で進めております。

私の説明としては以上となります。これで説明を終わります。

【 藤井 監督課長 】

ここで、瓦井委員につきましても、所用により退出されます。本日まで参加いただきまして、どうもありがとうございました。

【 瓦井 委員 】

すいません。退出させていただきます。ありがとうございました。

【 小林 部会長 】

では引き続きまして、健康課からご説明お願いいたします。

【 高石 健康課長 】

健康課より労働安全衛生の現状、取組についてご説明させていただきたいと思っております。まず、その前に委員の皆様方におかれましては、日頃より労働者の健康確保対策、そして健康障害防止対策の推進につきまして、ご協力ご理解いただいておりますこと、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

では、私の方からは資料番号がついておりませんが、資料8の「労働衛生の取組（兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画）」というものをメインにさせていただきます。目次が

いていると思いますが、資料2から9につきましては、資料1-1の参考資料になります。行ったり来たりで見ていただくことになるとと思いますが、ご容赦ください。

では、座って説明させていただきます。

資料1-1をめくっていただくと「第14次労働災害防止計画」という、ページ番号でいう2ページが資料5についている労働衛生関係の抜粋になります。1につきましては(1)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進(2)労働者の健康確保対策の推進①メンタルヘルス対策②過重労働対策③産業保健活動の推進(3)化学物質等による健康障害防止対策の推進、これが①から④まであります。

これが資料5の35ページから39ページまでの抜粋を書き出したものです。アウトプット指標とアウトカム指標につきましては、先ほど安全課長からご説明させていただきましたが、アウトプット指標というのは、事業者の方にこれをやっていただいて、その結果として期待できる数字がアウトカム指標になっております。

3ページの(1)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進ということで、労働衛生関係につきましては、「介護・看護作業においてノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年まで増加させる」、いわゆる腰痛対策になっております。アウトカム指標としては、増加が見込まれる社会福祉施設限定になっておりますが、腰痛の死傷年千人率を令和4年、第13次防の最後の年と比較して、令和9年には減少させることが目標になっております。

2番、健康確保対策の推進で、先ほどの1、2、3とは順番が逆になってはいますが、まずは過重労働対策ということで、アウトプット指標として(1)年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする(2)勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和9年までに15%以上にするとなっております。

アウトカム指標としては、週40時間以上である雇用者のうち、週所定労働時間60時間以上の雇用者、いわゆる月で言うと80時間ぐらい時間外労働されている方の割合を令和9年まで5%以下とするとなっております。現状につきましては、後ほどご説明します。

(3)と(4)が、メンタルヘルス対策ですが、アウトプット指標としては50人以上の事業場の割合100%を目指します。そして(4)50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とします。後ほど法改正についてご説明させていただきますが、そのアウトカム指標としては、自分の仕事や職業生活に関することで不安、悩み、ストレスがあるとする方の割合を50%未満にすることが目標になっております。

最後ですが、(5)産業保健サービスの提供の割合を80%以上にするというアウトプット指標に対しては、アウトカム指標は立てずに、労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待し、数字なしの目標になっております。

次のページをめくっていただきまして、4ページです。「3化学物質等による健康障害防止対策の推進」ということで、色々書いてありますが、アウトプット指標としてはラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上する、リスクアセスメントを行って

いる事業場の割合を80%以上にするととなっております。

そのアウトカム指標としまして、これは数字が出ていますが、化学物質の性状に強い死傷災害を第13次防の5か年の合計と比較しまして5%以上減少させるということになっております。

そして(3)のアウトプット指標は熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し、活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年まで増加させることとしています。アウトカム指標は、増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を第13次防の5か年計画と比較して減少させるということになっております。

先ほどの2ページに書いてあった(3)に書いてあります②の石綿・粉じん、④の電離放射線について記載がないと思われると思いますが、これにつきましてはアウトカム指標、アウトプット指標、どちらも定めがありませんので割愛させていただいております。後ほど、施策、どのようなことをやっているかご説明をさせていただきます。

今申し上げた、石綿・粉じんと電離放射線に対する対策につきましては、後ほども説明させていただきますのでご説明しませんが、資料2-①で「兵庫労働衛生行政あらまし」というのをお付けしております。どのようなことをやっているかということ、裏面に掲載しておりますので、またご覧いただければ大変ありがたいです。

戻りまして5ページです。資料1-1の5ページの目標設定について、先ほど申し上げたアウトカム指標の目標値をグラフにしたものです。図1の化学物質災害発生状況につきましては、13次防の休業167人、死亡3人でしたので、14次防後、令和5年から令和9年の間に死傷者数を158人以下にします。

熱中症発生状況につきましては、図2で死亡が6人ということで、これより減らしましょうというアウトカム目標になっております。そして、図3の腰痛災害発生状況(社会福祉施設)ですが、これは災害の件数をそのまま載せておりますが、目標値は死傷年千人率となっておりますので、図4の腰痛死傷年千人率(社会福祉施設)をご覧いただければと思います。13次防最終年度の令和4年は0.316でしたが、今のところ下がり続けているという状況にあります。

今の5ページと重なっているところがありますが、6ページをご覧いただきますと、化学物質の災害発生状況につきましては、アウトカム指標158人ですが、残念ながら令和5年、6年と合わせて84件ということで、少し目標達成が危ういのではないかと思います。令和7、8、9年で減らしていかないと目標を達成できないのかなということで、自律的な管理を含めまして、もっと周知を図っていかねばならないところでございます。

図2の熱中症の発生状況につきましても、13次防で死亡者数6人ということで、目標値は6人未満なので5人となりますが、令和5年が2人、令和7年は現在の速報値でございますが1人です。死傷者数はこの上の青い線グラフですが、29人、28人、46人としまして、実は令和7年は55人となっております。死傷者数は目標値になっていませんが、死亡者数は5人目標のところ、現在3人ですが、もしかしたら4人になるかもしれないので、法改正

もあり、まだまだ達成に向けて頑張らねばというところがございます。

図3腰痛災害発生状況（社会福祉施設）は、先ほどの数字ではないので死傷者数が令和5年44人、令和6年46人ということで、数字だけご覧いただければと思います。

図4がアウトカム指標です。毎年違いますが、アウトカム指標の腰痛死傷者年千人率は一応順調に下がっております。このままの推移で腰痛予防対策をとっていければと思っております。

そして7ページにつきまして、6ページの死傷災害の内訳、どんな傾向があるのかということを図にしております。

化学物質災害の業種別としては、製造業が多いです。なぜか接客娯楽業も多いです。おそらく飲食店かなと思われれます。図2の規模別としましては、やはり50人未満の小さいところが半分以上を占めています。逆に50人以上も半分以上ありますが、まんべんなく災害が起こっているのかなというところなんです。図3の程度別、いわゆる休業日数につきましては、1か月未満が7割を占めております。図4の傷病性質別では、やはり火傷がほとんどを占めておりますが、今年は中毒も多いです。来年以降、中毒災害についても周知を図っていかねばならないかなと思っております。

そして8ページの熱中症発生状況ですが、昨年の46件、確定者46件の内訳となっております。図1業種別としては、建設業、製造業、運送業、警備業で多く発生しております。図2は規模別ですが、ここは小さい事業場が圧倒的に多く、50人未満のところが多くなっております。

そして、図3の程度別で、2週間未満の休業災害が6割程度、そして図4の年齢別で、熱中症のお話をする度にお伝えしていますが、まんべんなくどの年代も治療を受けた状況ですが、4日以上休まれる方は50代以上が2/3を占めている状況にあります。

そして9ページに移りまして、先ほどの腰痛災害の内訳になります。腰痛災害のうち、図1で社会福祉施設は46件で、全体の3割を占めております。その46件の内訳というのが図の2、3、4になっております。図2の規模別では300人未満の事業場が多いこと、図3の程度別としては46件のうち、1か月以上3か月未満が多い、逆に言えば3か月以内で休まれる方たちが3割を占めております。そして図4の年齢別としては、40代以上の方が多くなっております。

このような傾向が化学物質災害と熱中症、腰痛災害にあります。

ここまでが14次防の現状の進捗状況の説明になります。

10ページ以降は、それぞれの施策に対する取組の説明になります。介護・看護作業における腰痛予防対策ということで、職場における腰痛予防対策指針の周知を測っていますが、それ以外の取組としては、先ほど安全課からも説明がありましたが、SAFE協議会の介護施設というのがありまして、事業者向けのリーフレットを作成させていただき、周知を図っております。合わせまして、この右側の上段に「腰痛を防ぐ職場の事例集」というものがありますが、これは介護・看護業務における89の取組事例とその費用の目安が掲載されてお

まして、主に社会福祉設に対する集団指導や監督指導の機会を周知を図っております。その下に保健衛生業向けのピンク色のリーフレットがありますが、こちらも各種の機会を捉えて周知しております。

そして、どのような腰痛になっているのかということについては、資料2-2「業務上疾病発生状況」の1番上の2つになります。腰痛の推移としましては、令和6年294件ということで、数値は上がったたり下がったりしていますが、そのうち災害性腰痛につきましては、半分ぐらい、災害全体の中で転倒の次に多いのが動作の反動、無理な動作ということで、今後も社会福祉施設に限らず腰痛対策が必要だと思われまます。

そうしましたら、資料1-1に戻りまして11ページ「過重労働・メンタルヘルス対策」です。先ほど年休の取得率70%をアウトプット指標で掲げておりましたが、現在のところ令和5年につきましては65.3%、これは働き方改革のおかげかと思いますが、かなり上昇しており、過去最高値となっています。

そして、勤務間インターバル制度の導入がアウトプット指標で15%以上になっていますが、目標には到底程遠く、令和6年は5.7%で、来年度以降、まだまだ周知を図っていかねなければならないところです。あとはアウトカム指標で、週労働時間が40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上となる、いわゆる月80時間以上の労働時間がある方の目標値は5%以下ですが、現在、まだ8.0%になっております。

これにつきましてはご質問をいただいておりますので、のちほど監督課長からも説明があると思いますが、働き方・休み方改善コンサルタントを、私ども労働基準部ではなく、雇用環境・均等部に5名配置しております。それ以外にも働き方改革推進支援センターもございますので、色々なところで周知しています。

メンタルヘルスについては、下半分に記載しておりますが、「過労死等ゼロ対策」を踏まえて、年々増えている精神障害に関する労災請求を行った事業場に対して、必要な指導を行っています。また、資料3-1にもつけておりますが「こころの耳」の紹介と配布により、事業場の外部支援をご紹介しております。あとは、兵庫産業保健総合支援センターと連携して、いわゆるメンタルヘルス指針の周知を行い、ストレスチェックの実施、その結果に基づく集団分析、職場環境改善の取組も周知しております。集団分析と職場環境改善は努力義務ですが、ストレスチェックが50人未満のところに対しても義務化される際に、検討会でご意見があり、ストレスチェックと合わせて三位一体とする、一つの流れという形で進めていきたいと思っております。

職場環境改善等につきましても、兵庫産業保健総合支援センターの利用勧奨も図っております。右側に兵庫産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策支援事業の実施回数を掲載しております。これは9月末までですが、12月末まででみると訪問支援を97回、管理監督者教育は35回、若年労働者向け教育は39回ということで、法改正を受けまして少し数字が伸びてきております。

先ほどから申し上げておりますが、昨年5月14日公布のストレスチェック実施義務対象の

拡大については今後3年以内の施行となっておりますので、あらゆる機会を捉えて、今後周知を図ってまいります

また、リーフレットをつけております「こころの耳」というのは、また後でご覧いただければと思います。資料はつけておりませんので、口頭だけになりますが、令和6年の事業実績が結構ありまして、アクセス件数が679万件ありました。そして、メンタル不調の場合の電話相談につきましても27,357件の実績があり、SNS相談は少し少ないですが7,737件です。

そして、こころの耳メール相談もありますが、これは4,134件ご利用いただいております。なかなか相談しにくいという方におかれましては、こういったものをご利用いただければということで、このキャラクター「コッコローちゃん」を通じて周知を図っているところです。

12ページをめくっていただき、「産業保健活動の推進」、これは数字があるアウトカム指標はありませんが、全国で労働衛生週間が10月ですので、その前の準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」として、周知を行うとともに、自治体に対してホームページや広報誌への掲載依頼を行っております。資料4-1にプレスリリースをつけていますので、またご覧いただければと思います。

あと、兵庫産業保健労働総合支援センターを通じて、リーフレットを地域産業保健センターに配布したり、関係事業者への周知依頼を行ったりしています。小規模事業場についても、産保センターの利用を推奨しております。

令和5年6月に「団体経由産業保健活動推進助成金」というものが設けられました。こちらは資料をつけておりませんが、団体になって受けていただかないといけないのですが、この促進を図っております。この助成金につきましても、令和7年度からストレスチェック実施についても対象に追加されまして、大変人気のため、今年度5月23日にスタートしましたが7月27日には受付終了となりました。あっという間に終わってしまったため、来年度はもう少し予算拡充されるかなと思っておりますので、いろんな方にご利用いただければと思います。

その下、これは重点事項とは関係ありませんが、新規事業ということで、特に30人から49人の産業医の選任義務がない小規模事業場向けに、産業医活動支援モデル事業のご案内を新設しております。職場巡視、健診結果に対する意見聴取をパッケージして地産保に登録された同一の登録産業医が支援していくという制度です。やりたいと手を挙げた地産保がこのモデル事業を行いました。兵庫県内では、尼崎と西脇が登録して支援活動を実施いたしました。尼崎の地産保は8事業所、西脇の地産保は2事業所に対して支援をしております。資料4-2に12ページ表紙しかつけておりませんが、資料4-2にはこの両面が掲載されたものがございますので、後で見いただければと思います。

先ほどの健康診断結果につきましては、資料2-3で「令和6年 各種健康診断実施状況の概要」ということで、大まかな有所見率、項目別の有所見率等を載せておりますので、ま

たご覧いただければと思います。

先ほどの「労働衛生行政のあらまし」に掲載しておりますが、有所見率は残念ながら上昇しております。ただ、全国より兵庫は少しだけ少ない状況です。高年齢労働者の関係もあると思いますが、ますます健康診断とその事後措置をとっていただく必要があると思っております。

13 ページの「産業保健活動の推進②」の治療と仕事の両立支援のご説明をいたします。平成 29 年度に「兵庫県地域両立推進支援チーム」を設置しまして、関係者のサポートを行っていますが、事業者への取組についてももう少し周知しないといけないということで、令和 4 年度を初年度とするアクションプラン 5 か年計画を策定して、今年度は 4 年目になっております。

アクションプランキックオフの令和 4 年から令和 6 年の 3 年度にかけて、県内事業場における好事例の収集を行い、取組事例集及び相談支援機関の紹介リーフレットを作成しております。それが資料 5-2 で、皆様には現物でお付けしておりますが、たくさんの「ちりょうさ」が表紙に載っている冊子と、その後ろの見開き一枚ものの「治療のこと会社に相談しましたか 兵庫版」を昨年度作成いたしました。

令和 7 年度はセミナーを 10 月 7 日に開催いたしまして、仕事における治療と仕事のガイドラインの周知と、昨年 6 月 11 日に労働政策総合推進法が改正され、今年 4 月 1 日から企業における治療と仕事両立支援のための措置が努力義務となったことを周知しました。セミナーでは、社労士の先生からの講演と事例を載せていただいた株式会社イボキンさんの実際の取組事例をお話いただきました。資料 5-1 にセミナーの開催状況がございますので、ご覧いただければと思います。

そうしましたら、次に 14 ページの「化学物質による対策の推進」です。

令和 6 年 4 月から、自律的な管理を基軸とする規制が全面施行されたことから、一部施行の令和 5 年度から集中的に周知啓発を図っております。①から⑨までいろいろ書いておりますが、この左下の以前から取り組んでいる「ラベルでアクション」活動、こういったものを徹底することと、リスクアセスメント健診の実施、あと一番影響の大きいものが化学物質管理者の選任です。これはリスクアセスメント対象物を取り扱っていれば、業種、規模関係なく選任しないといけないことになっております。

あとは、周知のために化学物質管理強調月間を実施しています。令和 7 年 2 月からスタートしておりますが、来月が第 2 回目となりまして、月間中に講演会を開催しております。第三次産業など化学物質管理についてあまりご存じない業種に対しては、資料 6-1、私どもでも独自で作った LINE 画面が載っているリーフレットで周知をしております。資料 6-2 には、第 1 回講演会開催の時の資料をお付けしております。

また、15 ページの石綿と粉じんです。石綿につきましては、令和 5 年 10 月から「建築物石綿含有建材調査者講習修了者」が行うこと等が新たに開始されましたので、令和 5 年から周知しているところです。令和 6 年、令和 7 年につきましても、解体業者、リフォーム業者

について周知を行っております。そして、今年1月1日から着工の工事より「工作物石綿事前調査講習」の修了も義務化されておりますので、これも周知しております。

粉じん障害防止については、第14次防と同じ期間、令和5年度から令和9年度につきまして、兵庫第10次粉じん防止障害防止総合対策5か年計画を作っております。

この粉じん5か年計画につきましては、局署で行う実施事項の1から7、資料7-2で掲載していますので、説明を割愛させていただきますが、基本的には粉じんを吸い込まないようにする、そしてきちんと健康診断を実施するということがメインとなっております。

9月が粉じん障害防止対策の強化月間ですので、局所排気装置の点検、呼吸用保護具の点検、粉じんの日を定めるなどの指導を行っております。

次に熱中症につきましては、16ページ以降になります。

熱中症予防対策としては、先ほど申し上げたとおり13次防の死亡者6人より減らすことが目標ですが、今のところ3人、もしかすると4人になる可能性があります。死傷者数は55人に増加しております。毎年2月末に、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」をプレスリリースしまして、4月を準備期間、5月から9月をキャンペーン期間、7月を重点取組期間としております。

熱中症については法改正もありましたので、昨年度は大々的に周知しておりました。令和7年6月1日に施行されたことは皆さんご存知だと思いますが、施行を受けて熱中症予防セミナーを6月、7月に開催したところ、セミナーについてはサンテレビで報道されました。法改正については取材を受けて、NHK神戸で5月29日、神戸新聞で8月18日に取り上げられました。これについては、資料8-1、8-2をご覧ください。

熱中症の死傷災害については現在55人ですが、一番多いのは製造業15人です。その次に建設と警備が6名ずつ、運送業も6名という内訳になっております。この4業種に対して来年度も集中を図ってまいります。

17ページは熱中症予防のセミナーで行ったアンケートになっております。対策の取組状況については、一番上の体制整備・手順作成、これが今回の法改正に関するアンケートですが、作成困難という回答が1%あり、まだまだ取り組みを行わなければならないと思います。また、熱中症対策予防対策で一番大事な暑熱順化ですが、こちらは参加された業種がいろいろだったからかだと思いますが、6割ぐらいが未実施ということでした。私たちが目標としているWBGTの活用についても不活用が4割程度、知らないという回答が4%ありました。知らないという回答が一定数あることから、今後もセミナーを開くなど広く周知していかないといけないと思っております。

最後に18ページです。騒音障害につきましても、令和5年4月に約30年ぶりに「騒音障害防止のためのガイドライン」が改定されました。これもあらゆる事業場に周知を図っております。

そして、電離放射線について、医療関係にかかる改正が令和3年に行われましたが、昨年10月29日に医療関係だけではなく、工業関係の改正も行われました。工業関係の安全装置

につきましては、施行がまだ先になりますが、作業主任者と特別教育については、令和8年4月1日から施行となります。資料9-1をお付けしておりますので、またご覧いただければと思います。

大変駆け足になりましたが、これで私ども健康課より第14次防の取組状況、進捗状況とともに今行っている施策の状況につきまして、ご説明をさせていただきました。

【 小林 部会長 】

ありがとうございます。では、これから意見交換と質疑応答に移りたいと思います。

事前に質問をいただいている立花委員の方から質問の趣旨をご説明いただいて、その後、各担当の方から回答お願いいたします。では皆さんお願いいたします。

【 立花 委員 】

使用者委員の立花でございます。ご説明ありがとうございました。

私の方からは細かい内容で大変恐縮ですが、安全課の資料より2つ質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目は資料1-①についてでございます。3ページ目をご覧くださいますと「グラフ2 死傷者数の推移」がございますが、このグラフを拝見して、平成21年から平成29年の期間は4千人台であった死傷者数が、足元では5千人台に増加しているという認識をしております。その主要因を分析されているようであれば、ご教示いただきたいということです。高年齢の労働者が増えた、外国人の労働者が増えたといった構造的な要因も考えられるのでしょうか、ということでございます。

それと同じく資料1-①に関してですが、「業種別」及び「事故の型別」の傾向を載せていただいておりますが、その傾向から兵庫県特有の課題がありましたらご教示をいただきたいと思っております。これも少し細かい点ですが、令和6年の4月に播磨地域中心に雹被害がございました。これによって例えば屋根の修理作業等の増加が令和6年の墜落・転落災害の死亡者数、死傷者数ともに増加に影響しているのかということもご教示いただければと思います。これが1点目の質問です。

【 洲崎 安全課長 】

では、いただきました質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の質問としまして、平成20年代が4千人台だった死傷者数が、令和に入りまして5千人台に増加している主要因ということですが、要点として2点説明させていただきます。

まず1点目ですが、ご質問いただいたとおりですね、高年齢労働者と外国人労働者にかかる労働災害が増加の結果要因となっております。令和に入りまして、高年齢労働者、外国人労働者ともに右肩上がりでの災害件数増加となっております。まず、60歳代以上の労働者

の休業4日以上死傷災害につきまして、平成20年代の最後の29年では、60歳以上1,118人の方が災害にあわれています。それが直近で確定している令和6年になりますと1,605人ということで、1,118人から1,605人ですので487人の増加、44%増ということで、実に1.4倍になっております。

続きまして、外国人労働者の休業4日以上死傷災害につきましては平成29年で45人、令和6年になりましたら159人ということで、114人の増加、実に3.5倍の増加になります。こちらも、令和6年が兵庫県内の外国人労働者で最高人数ということになっております。外国人労働者の労働災害件数も3.5倍に増えており、かなりの比率で増加している状況になっております。まず人的な要因としましては以上となります。

2つ目、事故の型別で分析しましたら、兵庫県内は転倒と動作の反動・無理な動作がやはり増加しているということになります。転倒災害につきましては、同じく平成29年1,120人で令和6年は1,375人ということで255人の増加、22.8%の増加となっております。

続きまして、動作の反動・無理な動作は、平成29年で625人、令和6年が838人で、213人の増加、34.1%の増加となっております。特に動作の反動・無理な動作という事故の型としましては、平成29年の事故の型の順位としましては、1位が転倒災害、2位が墜落・転落、3位がはさまれ・巻き込まれ、4位が動作の反動・無理な動作ということで、典型的な災害、転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作という順番でした。

令和6年の1位は転倒ですが、2位に動作の反動・無理な動作が上がっておりまして、動作の反動・無理な動作はいろいろとありますが、ぎっくり腰とか、無理な体制での負傷というものが増えているのが現状で見えてきております。

中でも、転倒と動作の反動・無理な動作という災害になりますので、やはり高齢労働者による転倒と動作の反動・無理な動作というものが要因となっております、あわせもちまして、高齢労働者の増加が件数を底上げしている要因ということになっております。

では、続きまして2つ目の質問をいただいていた「業種別」及び「事故の型別」から、兵庫県特有の課題があればご教示くださいということ、またその中で播磨地域の電被害の件と2つありますが、まず1つ目の方を説明させていただきます。

まず兵庫県特有の課題ということで、いろいろ分析しましたが、ただ、兵庫県は多種多様な産業がバランスよくありまして、ほぼ全国平均に近い状況であります。

令和6年におきましては、基本的には業種別の災害件数の上位は、全国平均と同じであります。兵庫県は4番目までは同じで、製造業、2番目が商業、3番目が保健衛生業、4番目が陸上貨物運送業と、全国平均と同じ順位となっております。

ただ、その下位ですが、順位5番、6番が全国平均と少し違ってございまして、全国平均では5番目が建設業、6番目が接客娯楽業となっております。そこが、兵庫県と大いに違うところで、5番目に接客娯楽業がありました。先ほどの説明でも少しありましたが、実は建設業より接客娯楽業の方が多いというのが兵庫県の特徴となっております。

接客娯楽業における災害も増加傾向になっておりまして、そちらの分析をしたところ、接客娯楽業の災害のうち、60歳以上の労働者の比率を見ましたら全国では23.8%、接客娯楽業の労働者全体の中の23.8%が60歳以上となっているところ、兵庫県では29.4%と3割近い高い比率となっております。

まず、接客娯楽業の事故の型別で見ましたら、災害の全数は425人ですが、そのうち121人が転倒災害となっております。全数425人のうち121人、28.5%が転倒災害、接客娯楽業の中では、ほぼ3割近くが転倒災害ということになっております。

こちらの比率で2番目に多いのが、接客娯楽の中では、高温・低温の物との接触が59人となっておりますが、59人の2倍以上、121人になっておりまして、大きく2番目の高温・低温物質との接触と差が開く形で転倒災害が多くなっているという状況です。

結論としましては、兵庫県の特徴としては、ほぼ上位4位の業種については全国平均となりますが、5番目、6番目の中でも接客娯楽業につきましては、高年齢化が進んでいる高年齢労働者の災害、転倒災害の増加が特徴として今後の課題と言えらるかと考えております。

続きまして、令和6年4月の播磨地域の電被害の屋根の修理作業等の増加について確認しましたところ、令和6年の4月16日に発生しておりまして、分析としては令和6年4月16日からその年内、令和6年12月31日までの間について、休業4日以上死傷病災害を確認したところ、加古川労働基準監督署と姫路労働基準監督署がまたがっていると思われまますが、姫路署管内の電被害工事にかかる墜落・転落災害を確認したものは3件ありました。

また、労働者死傷病報告の中で、そこまで詳細が書かれてないケースがありますので、姫路署管内で可能性があるものが2件、確定しているものが3件です。

続きまして加古川署管内ですが、労働者死傷病報告書の中で明らかな事案というものは実はありませんでしたが、可能性があるものは1件ありました。

姫路署で確定3件、可能性があるものが姫路署2件、加古川署1件ということで、3件からから6件というところが電被害工事にかかる墜落・転落災害の可能性があるということです。その同期間内の建設業における墜落・転落災害は全数で23件ですが、その期間の墜落・転落災害は3件から6件であり、13から26%を占めているという状況になっております。わずかながらの影響はあると思われる数値になっております。

質問についての回答はまずは以上となります。ありがとうございました。

【立花 委員】

構造的な要因ということも、やはりつながってきているということがよくわかりました。ありがとうございました。それと電被害はそんなに大きな影響ではなかったという理解でよろしいですかね。

【岡本 労働基準部長】

多少ではありますが影響はあったと考えます。電の影響が考えられる事案が少なくとも

6件ということで、兵庫全体で見ると割合としては0.1%ですが、休業4日以上の死傷災害というところでは、前年比で数十人というところで競っており、令和7年の12月末速報値では、前年から7人増という状況で、ほんとに数件でも前年から減少させるという目標設定の中では、影響があると思います。

【立花 委員】

なるほど、そういうことですね。今後はそういう自然災害があった場合の安全に関する注意喚起もぜひお願いしたいと思っております。

もう1点、ご質問ですが、資料2-①をご覧いただきたいと思いますが、こちらは令和7年度兵庫安全行政のあらましの資料です。この資料の2枚目の「3. 本年度の重点取組」に「機械災害対策」がございまして、これはフォークリフトによる死亡災害が毎年発生しているということ踏まえた非常に重要な課題であると理解しておりますが、今年度の具体的な指導実績や活動実績等がありましたらご教示いただきたいということ、それからフォークリフトというのは製造業のほか、たくさんの業種に数多く使用されていると思いますので、重大災害につながるリスクも高い作業でもありますが、今後検討されているフォークリフトによる労働災害防止の取り組みがありましたらご教示いただきたいと思います。以上です。

【洲崎 安全課長】

まずは、兵庫県内のフォークリフトによる労働災害の推移について説明させていただきます。令和2年から令和6年までの5年間で、休業4日以上の死傷災害につきましては、この5年間で順番に説明します。92人、62人、92人、72人、81人と推移しておりまして、令和7年は速報値で73人となっております、ほぼ横ばい状況となっております。死亡災害につきましては、同じく0人、1人、2人、1人、3人と推移しており、令和7年速報値は1人となっております、残念ながらここ5年は毎年数名の方が亡くなられている状況にあります。

フォークリフト災害にかかる具体的な行政としての取り組みとしては、原則、災害が起これば、監督・個別指導等を行い、法違反をもとに再発防止に向けた指導、リスクアセスメントの導入等指導も行っております。また、各署において荷役作業等にかかる集団指導を実施して、その中でフォークリフトによる災害等防止に向けた指導を行っております。

また、参考までに、過去にフォークリフト災害が多発した地域がありまして、その時には管轄の労働基準監督署が注意喚起リーフレットを作成・配布、説明会等を行いフォークリフトにかかる災害防止対策を強化したという実績があります。基本的には、フォークリフト災害が起こった場合には、重篤な災害もありますので監督指導、監督個別指導等を行いまして指導を徹底、集団指導でのアナウンスもしております。以上となります。

【立花 委員】

ありがとうございました。集団指導につきましても、引き続きぜひよろしくお願いしたいと思っております。以上でございます。

【 小林 部会長 】

ありがとうございます。次に櫻庭委員からも事前に質問をいただいております、質問の主旨をご説明願います。あと担当課の方からご回答をお願いします。では櫻庭委員お願いします。

【 櫻庭 委員 】

健康課資料1-1の11ページに年休取得率が掲載されていまして、もう少し向上させる取り組みを行うということだったと思いますが、法制度を見ると、使用者に年休の取得義務を課すなどして、かなり制度的には対策されてきておりますが、これ以上向上させるためにどのようなことができるのかなと感じるのですが、何か取り組みを行われていましたら、教えていただければと思います。

【 藤井 監督課長 】

ありがとうございます。

現在行っている取り組みにつきましては、資料に載っておりますが、働き方と休み方の改善コンサルタントによる企業訪問として、年間200件近くの企業を訪問しております。こちらの働き方や休み方の改善に関しての助言や好事例の紹介などを行っております。こちらのコンサルタント制度の周知も労働基準監督署が企業に訪問した時やセミナーの時に周知を図っております。また、働き方・休み方改善ポータルサイトのQRコードも載っておりますが、こちらで好事例の検索を行うことができます。好事例集などもこちらに掲載されておまして、事業者の皆様にも周知しているというのが、まず1つ目の取り組みです。

2つ目が働き方改革推進支援助成金という助成金がございます。その中に年休取得促進コースというものがございます。先ほど申し上げた好事例の中にもいくつかの企業で実践されておりますが、計画的付与制度、時間単位の年休取得の制度を導入するにあたって、社会保険労務士の方に制度設計してもらったり、就業規則を変えてもらう際に発生するコストを助成金で一部負担したり、また、労働者が年休を取りやすいようにスマートフォンから簡単に申請できるようなITサービスを導入するにあたってのイニシャルコストを助成金で一部負担するといった使い道で活用していただいております。

こちらは従来から行っているものですが、今年度、新しく兵庫労働局の労働基準部と労働基準監督署の施策を紹介するようなSNS、インスタグラムを立ち上げていますが、例えば10月の年次有給休暇の促進月間や年末年始で連続した年次有給休暇取りましようといった周知なども図っておりますので、こちらは次年度にも継続してやっていくことを想定しております。また、ポータルサイトに載っているような好事例などをSNSでピックアップして

周知できるかと思っておりますので、次年度に向けて、検討したいと思っております。

【 櫻庭 委員 】

ありがとうございます。もう1つ質問させていただきます。

同じ資料の12ページに記載の産業保健活動に関する「小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業」というのがありまして、産業医の方にどのように関わっていただくかが非常に重要だと思いますが、このモデル事業登録数は、尼崎地産保が8事業場、西脇地産保が2事業場となっておりますが、この数字をどのように捉えたらよいのか、もしかしたら、より増加することを目指されているのかというところを伺いたく思いました。

【 高石 健康課長 】

ご質問ありがとうございます。

このモデル事業は、令和7年度からスタートしまして、先ほどご説明したとおり、対象地産保というのが限られております。希望した地産保が手を挙げて登録したという形になっており、県内では尼崎と西脇の2箇所が手を挙げたわけですが、今、櫻庭先生がおっしゃったように、尼崎地産保が8事業場、西脇地産保が2事業場に実施しています。他局の地産保がどのような数字になっているかも調査しておりませんので、多いか少ないかというのはわからないのですが、私の個人的な肌感覚から言いますと、尼崎の8事業場というのは聞いて非常にびっくりしました。地産保のコーディネーターさんが産業医と希望事業場をつなぐのですが、2か3事業場ぐらいかなと思っておりましたので、8ってどうやって探されたのですかとお電話でお聞きしましたら、有害業務の健康診断をやっているところを中心にお声がけされたとお聞きしております。

10月にお尋ねした時には、既にほぼ支援済みですということでしたので、相当力を入れて実施されたのだと思います。もしかしたらグループ企業だったのかもしれないですが、数字としまして8というのは非常に多いと思います。西脇の2が普通かなと私は思っておりました。肌感覚ですが、数値としてはそういった捉え方になるかなと思っております。

来年度もおそらくこのモデル事業は継続されるのですが、先ほど申し上げましたとおり、手を挙げた地産保だけが行う事業ですので、来年は同じ地産保が手を挙げてやるかどうかはまだわかりません。違う地産保がやる可能性もありまして、数を増やすというのが1番いいのですが、事業場数が増えるかどうかというよりも、予算の関係もございまして、どちらかというところと少しでもいいので、あらゆるところで少しずつ定着していただくことが望ましいと思います。このいう事業があるということを知っていただくために、数ももちろん大事なのですが、継続していろんなところでやっていただくというのが大事なかなと思っております。

来年度も継続することはほぼ決まっていますが、どのような内容になるかまだ示されておられませんので、このようなご回答になることをお許しください。

【 櫻庭 委員 】

よくわかりました。ありがとうございます。

【 小林 部会長 】

ありがとうございます。

他の委員の方から質問等ありますでしょうか？オンラインで参加の委員さんもあれば挙手のボタンをクリックお願いいたします。

いかがでしょうか。

ちょっと1点、私の方から説明を求めたいと言いますか、語句の説明と言いますか、資料1-2のところ、先ほど接客娯楽業で1番が転倒、2番が高温と低温の接触とありましたが、例えば具体的にどのような事例が高温と低温物質との接触ですか。どんなものなのでしょうか。

【 洲崎 安全課長 】

一般的に例えば料理で言うと、炒めていた時のやけど、冷凍設備や冷凍庫の低温作業中の負傷もあります。調理中や格納庫、裏方での災害ということが多いと考えます。

【 小林 部会長 】

実は、私もお恥ずかしい話、何年前に転倒、踏み外して労災を受けたことがありましてですね、接客娯楽や製造業以外の現場でも結構50代以上の女性が転んで怪我するケースが私も含めて割とありまして、現業職以外のところの職場にも啓発をお願いできたらなと個人的にはお話を聞きながら思いました。

他の委員の方いかがでしょうか。

【 櫻庭 委員 】

はい。さらに1つ申し訳ないのですが、部会長の発言に関係する表現になりますけれども、労働者の作業行動に起因する労働災害防止ということで、転倒に関して言われるときに、中高年齢者の女性を中心に作業行動に起因するという表現がいいのか、気にかかりました。この言葉だけをパッと聞いた時に、中高年齢者の女性は運動神経が良くないので、おかしな行動をして怪我をしているというようにも捉えられないかなってというのがちょっと気になりました。

おそらく中高年齢者の女性がついている業種で介護、小売など、転倒災害につながりやすい業種についている人が多く、それからおそらく筋力不足というものもあって、転倒してしま

うとか、転倒した時に病気とか大きな怪我につながるのかもしれないと思いますが、何かもう少し表現が工夫できないかなと思います。作業行動に起因することで、特に女性というふうに言われると、どういう印象を与えるのかなというのは少し気になったところです。

【 岡本 労働基準部長 】

おっしゃるとおり、女性の場合、行動というとタイトスカート、ハイヒールとか履かれている場合、百貨店でもハイヒールを履かれていてこけてしまうとかですね。やはり長いスカート履いて、階段の時に足元が見えないというものをひとくくりに行動と言っているところがあるので、そこはすみません。全国的にこういう表現を使っているのですが、櫻庭委員がおっしゃるご懸念も十分ありますので、表現を工夫できないかというところは、今後考えたいと思います。ありがとうございます。

【 洲崎 安全課長 】

補足ですが、作業行動に起因する災害という定義について、1つのカテゴリーがありまして、この中に転倒と腰痛と無理な動作という、この2つを説明すると長くなるので1つの「作業行動を起因する災害」というキーワードにまとめられております。

これは男女性別関係なく、まず言葉としてこのようなまとめをして、そこに男性の場合、女性の場合とつなげていった形で、そのような文章になっております。俯瞰的に見ると女性の作業行動に起因する災害というような形でいうと、女性、作業行動、起因と読み取ってしまうと確におっしゃるとおりの流れになると思います。

ただ、これは男性についても男性の作業行動に起因する災害は何件というような表現にもなるので、なかなか難しいところです。私も日常的にこのグループ分けの総称を使いながらも考えなければならないというのは確かに思いましたので、補足として説明させていただきました。

【 高石 健康課長 】

認定産業医講習でも14次防の説明をするのですが、中高年女性の一人として、この表現はとても説明しにくいと毎回むにやむにやとなっております。

こういう表現になっている原因としては、基準部長が申し上げた「女性の服装」に関することもあると思いますが、今、健康診断の項目の追加についても検討されているところですが、中高年の女性は、骨粗鬆症での転倒した際の骨折の可能性が高いということもあるのではないかと思えます。

ただ、櫻庭先生がおっしゃるお気持ちはご理解できますし、個人的には、今後表現について検討してほしいと思っています。

【 小林 部会長 】

貴重なご指摘、ありがとうございました。

他の委員の方よろしいでしょうか。

はい、終了時刻がもうきておりますので、意見交換等についてはここで終わりたいと思います。長時間にわたり熱心なご議論、どうもありがとうございました。

本日の議事録につきましては、ご承認いただきましたとおり、案文ができましたら、事務局の方から皆様方全員にメールで確認の依頼をさせていただきたいと思います。確認していただき、訂正等があったらその時にご指摘等をよろしくお願いいたします。その後、議事録は兵庫労働局のホームページで公開されることとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局にマイクをお返します。

【 岡本 労働基準部長 】

ご審議ありがとうございました。先ほど私が冒頭ご挨拶で申し上げましたとおり、今回の5か年計画というのは、初めてそのような指標を作り、我々自身ですね、2年、3年ほど経って現状を知るといふようなところがあり、我々自身も現状を把握できたところでございます。

指標の中で、中間時点で目標達成できていないものが数多くありますので、我々自身、残された2年間でしっかりと今の現状を把握した上で、最終目標が達成できるように取り組んで参りたいと思っておりますので、また引き続き、皆様とのご意見、ご指摘いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

ありがとうございました。

それでは委員の皆様におかれましては、長い時間にわたりましてご議論いただきありがとうございました。本日伺いましたご意見につきましては、部長が申し上げたとおり、今後の第14次労働災害防止計画の推進にあたりまして、参考にさせていただければと思っております。引き続き、当局の労働行政の運営にご理解ご協力よろしくお願いいたします。

これもちまして、本部会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。